平成２５年（フ）第５５０号
兵庫県尼崎市今福２丁目３番14号
債務者　上原　幸則
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５５１号
兵庫県尼崎市杭瀬南新町１丁目７番９号アパメント305号、前住所兵庫県尼崎市大庄中通２丁目63番地清山文化１Ｆ104号
債務者　北原　照美
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第５９９号
兵庫県西宮市甲子園口５丁目５番５―212号　コスモハイツ
債務者　海瀬　　一
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０４号
兵庫県芦屋市陽光町６番４―505号
債務者　須賀　淳一
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６０５号
兵庫県芦屋市陽光町６番４―505号、前住所兵庫県神戸市東灘区深江南町２丁目11番27号ヴェールヂ202号
債務者　須賀　裕平
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６１号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字国遠1072番地
債務者　毛利　　清
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第６６８号
熊本市中央区水前寺１丁目11番22―405号、前住所熊本市中央区水前寺３丁目８番10―203号　パストラルハイム
債務者　上田　福穂
1　決定年月日時　平成25年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８８号
石川県加賀市箱宮町ノ48番地１
債務者　深澤　正純
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第９１号
石川県加賀市片山津町ソ30番地　第２昭和荘11号室、従前の住所石川県加賀市片山津温泉シ１番地１
債務者　中川　国憲
1　決定年月日時　平成25年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第２５２号
兵庫県伊丹市荒牧５丁目16番25―1218号
債務者　尾崎　真希
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第２７３号
兵庫県宝塚市小林４丁目５番14号　木本ハイツ101
債務者　松本真砂美
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６０７号
兵庫県西宮市上ケ原四番町３番10―406号、前住所兵庫県西宮市一里山町18番16号
債務者　吉田　　勤
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市戸田町４番11―705号
債務者　中山　詩織
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４５８号
北九州市八幡西区南鷹見町６番56―402号
債務者　山下　杏亮
1　決定年月日時　平成25年11月19日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６５３号
福岡県中間市中央１丁目７番19号
債務者　麻生　照美
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４８号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和500番地
債務者　武藤　則子
1　決定年月日時　平成25年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第９６号
福島県本宮市高木字原20番地４　ココリーフ201号
債務者　三瓶　健治
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係